

新人看護職員研修事業

1. 目的

病院等において、新人看護職員、新人保健師及び新人助産師が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的とする。

2. 補助対象

看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する病院等を対象とする。
ただし、国立高度専門医療研究センターを除く。

独法	公立	公的	民間
○	○	○	○

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協働組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

3. 事業内容

(1) 新人看護職員研修事業

病院等は、新人看護職員研修ガイドライン(平成23年2月14日医政看発0214第2号厚生労働省医政局看護課長通知、以下「ガイドライン」という。)に示された以下の項目に沿って、新人看護職員、新人保健師又は新人助産師に対する研修を実施する。

ア. 「新人看護職員を支える体制の構築」(ガイドラインのⅠ-3-1)又はガイドラインのうち保健師編のⅠ-3-1)を参照)として、職場適応のサポートやメンタルサポート等の体制を整備すること。

イ. 「研修における組織の体制」(ガイドラインのⅠ-3-2)又はガイドラインのうち保健師編のⅠ-3-2)を参照)として、組織内で研修責任者、教育担当者及び実地指導者の役割を担う者を明確にすること。なお、専任又は兼任のいずれでも差し支えない。

ウ. 「新人看護職員研修」(ガイドラインのⅡを参照)に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。なお、新人助産師研修を実施する場合は、助産技術に関する項目を含めること。

また、新人保健師研修を実施する場合は、「新人保健師研修」(ガイドラインのうち保健師編のⅡ)に沿って、到達目標を設定し、その評価を行うとともに、研修の実施に当たっては、研修プログラムを作成すること。

※自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により他の医療機関からの受け入れを行う研修は複数月で実施すること。なお、新人保健師研修又は新人助産師研修の受け入れを行う場合も同様とする。

4. 対象経費

別紙参照

5. 基準額

別紙参照

6. 補助額

基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内。